●お問い合わせ

TEL. 045-228-9841 FAX. 045-228-9842 Eメール. info@yh-bochiboshu.jp 横浜市営墓地•納骨堂使用者募集室/受付時間:平日9:00~17:00 ※申込み期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合や回答が遅れる場合がございます。

●申込み先

「郵送申込み」送付先:〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱203号 「横浜市営墓地・納骨堂使用者募集室」行き

「インターネット申込み | 横浜市電子申請・届出システム

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home

Q 横浜市電子申請



●ウェブサイト

市営墓地・納骨堂の使用者募集(横浜市ホームページ)

Q横浜市墓地募集

・申込み、募集となる墓地、納骨堂についての情報 ・抽選結果の公開 ・抽選会の開催についてなど

[令和7年度 横浜市営墓地・納骨堂使用者募集 横浜市営墓地・納骨堂申込みのしおり] 令和7年(2025年)9月発行 横浜市健康福祉局環境施設課/〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10/TEL.045-671-2450/FAX.045-664-6753

令和7年度 横浜市営墓地・納骨堂使用者募集

横浜市営墓地·納骨堂 申込みのしおり「申込書源付

「郵送」または「インターネット」で申込みいただけます。

■ 募集のある墓地・納骨堂

施設	納骨形式	募集数	使用料	管理料	
日野.	◎自動搬送式納骨施設	1,300基	484,000円/30年	9,900円/1年 297,000円/30年	
日野こもれび納骨堂	◎合葬式納骨施設(1体)	1,000枠 (1,000体)	74,800円/60年	46,200円/60年	
納 骨 堂	◎合葬式納骨施設〔2体〕	1,500枠 (3,000体)	149,600円/60年	92,400円/60年	
久 墓保 地山	一般墳墓地 (区画面積1.4~1.9㎡) ※遺骨保持者のみ申込み可	100区画	203,000円~		
三 墓ツ 地沢	一般墳墓地 (区画面積1.4~1.9㎡) ※遺骨保持者のみ申込み可	100区画	275,500円/永年	5,000円/1年	
日野皇太郎園	一般墳墓地 (区画面積1.9~2.0㎡) ※遺骨保持者のみ申込み可	65区画	275,500円~ 290,000円/永年		

- ◎印の施設は、将来の墓じまいの心配なくご利用いただけます。
- ※一般墳墓地への申込みは、火葬してから一度も納骨せず遺骨を自宅や久保山霊堂等の一時 保管施設で保管(遺骨保持)している方のみ対象となります。今回は、これまでに返還された 現在未使用の区画について募集を行います。



^{令和7年} 9月1日(月) → 9月30日(火)

横浜市営墓地募集に関して、一部民間事業者により新聞広告等が行われていますが、本市は一切関係ありません。

はじめに

横浜市民を対象に、横浜市営墓地・納骨堂の使用者を募集します。

今回は、日野こもれび納骨堂(港南区日野中央)の「自動搬送式納骨施設」及び「合葬式納骨施設」の新規使用者を募集します。

また、久保山墓地(西区元久保町)、三ツ沢墓地(神奈川区三ツ沢上町)、日野公園墓地(港南区日野中央) の一般墳墓地は、これまでに返還された現在未使用の区画について使用者を募集します。(返還区画の循 環利用)

日野こもれび納骨堂の「自動搬送式納骨施設」と「合葬式納骨施設」は将来の墓じまいの心配なくご利用 いただけます。

もくじ

1	申込みについて	04
	1-1. 申込みの流れ1-2. 申込み要領1-3. 優遇措置について1-4. 結果通知について1-5. 抽選会について	05 06 09 10 11
2	墓地・納骨堂を選ぶ	12
	2-1. 募集のある墓地・納骨堂 2-2. 日野こもれび納骨堂のご案内 2-3. 日野こもれび納骨堂「自動搬送式納骨施設」 2-4. 日野こもれび納骨堂「合葬式納骨施設」 2-5. 一般墳墓地のご案内 (久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地)	13 14 16 19 22
3	申込みをする 申込書の書き方/インターネット申込み	26
	3-1. 準備するもの 3-2. 訂正について 3-3. 申込書の記入例と書き方 3-4. インターネット申込み入力 3-5. 申込書の控え	27 28 29 35 39
4	迷ったら	40
	4-1. 申込みの不適合例 4-2. よくあるご質問	41 43



納骨の基礎知識

はじめに、納骨に関する基本的な用語などについて解説します。

制 納骨とは

[納骨(のうこつ)]とは、遺体を火葬にしたのち、遺骨を墓地や納骨堂などに納めることを意味します。日本では墓地、埋葬等に関する法律により、納骨は定められた納骨施設以外に行ってはならないとされています。

身内の方などが亡くなった際に、家族のお墓などがある場合はそのまま納骨する ことができますが、お墓がない場合には、ご遺族の方などが納骨施設を用意する必要 があります。

■ 納骨施設が必要となる場合

納骨施設が必要となる状況はいろいろと考えられますが、こちらでは横浜市が運営する墓地・納骨堂へ申込みする際に、必ず知っておいていただきたい分類に分けて解説します。

ご自身がどの状況に当てはまるか、遺骨がどんな状態にあるか、しっかり把握する ことが大切です。

[遺骨保持(いこつほじ)]

火葬してから一度も納骨せず、自宅に遺骨を保持している、または申込時点で久保山霊堂などの一時保管施設に 遺骨を保管している場合。

[生前(せいぜん)]

ご自身が生きているうちに、墓地や納骨堂を用意する場合。

[改葬(かいそう)]

既に墓地などへ納骨している遺骨を、別の場所や施設へ 移動したい場合。



重要事項

申込みに際して、特に重要なことです。

●申込み期間

令和7年(2025年)

 $9_{
m F}$ $1_{
m H(A)}$ \rightarrow $9_{
m F}$ $30_{
m H(A)}$

[郵送申込み]の場合は、9月30日(火)の消印有効です。 [インターネット申込み]の場合は、9月30日(火)までの申込み入力完了分まで有効です。

● [郵送] または [インターネット] から申込みいただけます。

1. 郵送で申込む

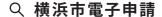
このしおりに添付されている「令和7年度 横浜市営墓地・納骨堂使用申込書」に必要事項を記入し、切手を3箇所に貼って申込みください。昨年度以前の申込書などでは申込みできません。

2. インターネットで申込む

「横浜市電子申請・届出システム」に利用者登録をして、申請者IDとパスワードを取得のうえ申込みください。

横浜市電子申請・届出システム

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/ 141003/ea/residents/portal/home



検索



● 条件に合わない申込みは無効になります。

申込みにはいくつかの条件があり、納骨形式によっても条件が異なります。条件に合わない申込みや誤った申込みは無効になる場合があるので、事前によくご確認ください。また、申込みの際に提出が必要な書類もありますのでご注意ください。

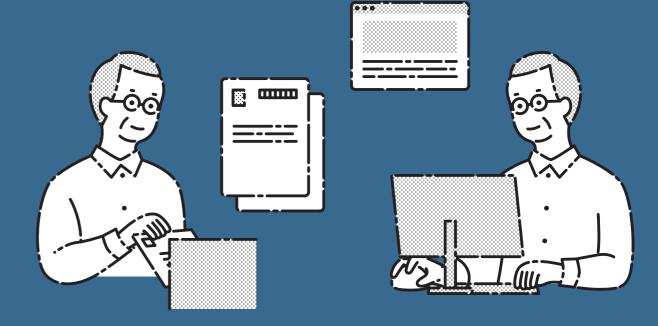
個人情報の取扱いについて

今回、収集する個人情報は、横浜市営墓地・納骨堂の申込審査および使用予定者決定のために利用します。また、使用者となられた方については、今後の管理運営業務のためにも使用します。横浜市および業務受託者は、個人情報の収集、利用、管理および提供などを行うにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき適正に取扱います。なお、当選者については、申込者が暴力団員でないか警察に照会することがあります。

横浜市

横浜市営墓地・納骨堂使用者募集業務受託者 株式会社清光社

申込みについて



横浜市営墓地・納骨堂を申込みいただくにあたり、 事前に知っていただきたいことや、ご注意など 申込み方法について詳しくご説明します。

迷ったら

申込みについて



1-1. 申込みの流れ

今年度の募集の申込み期間から使用許可までの大まかなスケジュール(予定)です。

申込みから使用許可までのスケジュール 予定



申込み 受付期間

 $\mathbf{9}$ 月 $\mathbf{1}_{\mathrm{H}(\mathrm{J})}$ インターネット、またはこのしおりに添付している 申込書に必要事項を記入し、郵送でお申込みください。 9月30日(火) 9月30日(火)の入力完了分および消印有効です。



受付期間

10月 7日(火) まで

申込書に記載もれや誤りがあった場合、この期間中 のみ、訂正ができます。

詳しくは P28 3-2. 訂正について



受付番号 通知

10月10日(金) 頃まで

申込者全員に順次、受付番号通知書を発送します。



結果通知 (無抽選分) 10月15日(水) 頃から

申込者数が募集数を超えなかった区分があった場 合には、この期間に当選と記載した「横浜市営墓地・ 納骨堂応募結果通知書」を送付します。

詳しくは P10 1-4 結果通知について



11月 5日(水)

申込者数が募集数を超えた区分について、抽選会を 行う予定です。抽選会の参観は当選結果には影響し ません。

詳しくは P11 1-5. 抽選会について



結果通知 (抽選分)

11月19日(水) 頃から

抽選対象者へ抽選会の結果「当選」「補欠当選」 「落選」を記載した「横浜市営墓地・納骨堂応募結果 通知書」を送付します。

詳しくは P10 1-4. 結果通知について



資格審查

11月下旬

当選者に対し、資格審査のご案内などを送付します。



使用許可申請 使用料• 管理料の納入

1月~

資格審査が終わった方に「使用許可申請書」と「納入 通知書」を送付します。金融機関で使用料を納入し ていただきます。※一部の施設では同時に管理料も 納入していただきます。



使用許可

令和8年(2026年) 4月~

「使用許可申請書」の提出と、使用料の納入確認が できた方に「使用許可証」を交付します。



1-2. 申込み要領

申込みの際に必ず全員に知っておいていただきたい重要事項です。

申込み方法

1 郵送で申込む

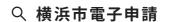
詳しくは P26 3. 申込みをする

このしおりに添付されている「令和7年度 横浜市営墓地・納骨堂 使用申込書」に必要事項を記入し、切手を3箇所に貼って申込 みください。昨年度以前の申込書などでは申込みできません。

ク インターネットで申込む

「横浜市電子申請・届出システム」に利用者登録をして、申請者 IDとパスワードを取得のうえ申込みください。

横浜市電子申請・届出システム



検 索



申込み期間

 $^{\circ h77}_{\text{(2025年)}}$ 9月 $\mathbf{1}_{\text{日(月)}}$ \rightarrow 9月 $\mathbf{30}_{\text{日(火)}}$

[郵送申込み] の場合は、9月30日(火)の消印有効です。 「インターネット申込み」の場合は、9月30日(火)までの申込み 入力完了分まで有効です。

対象となる納骨施設

4つの施設、3つの納骨形式が対象です。

施設納骨形式		使用期間	使用期間満了後の遺骨の取扱い	
日野こもれび納骨堂	◎自動搬送式納骨施設	30年	合同埋蔵、更新または引取り	
日野こもれび納育呈	◎合葬式納骨施設	60年	合同埋蔵または引取り	
久保山墓地	※一般墳墓地			
三ツ沢墓地	【遺骨保持者のみ申込み可】	永年	_	
日野公園墓地	(返還区画の循環利用)			

◎印の施設は、将来の墓じまいの心配なくご利用いただけます。

※一般墳墓地への申込みは、火葬してから一度も納骨せず遺骨を自宅や 久保山霊堂等の一時保管施設で保管(遺骨保持)している方のみ対象とな ります。今回は、これまでに返還された現在未使用の区画について募集を 行います。

申込みについて



1-2. 申込み要領

申込み条件

1 横浜市民の方に限ります。

申込者は、横浜市に3か月以上住んでいる方(令和7年6月1日以前に横浜市に住民登録手続きをした方)で、資格審査時も引き続き横浜市に住民登録がある必要があります。

2 申込みできる数について

『納骨形式』 1つを選んでください。

※異なる『納骨形式』 2 つ以上の申込みは無効となります。

施設	納骨形式	申込みできる数			
日野こもれび 納骨堂	 自動搬送式納骨施設 	1使用者につき1申込みです。			
	合葬式納骨施設	1使用者につき収蔵予定数が3名以上の場合 は複数通に分けて申込むことが出来ます。			
久保山墓地					
三ツ沢墓地	一般墳墓地	1世帯につき1申込みです。			
日野公園墓地					

- 【注意】 次の①~④のいずれかに該当する場合は、全ての申込みが無効となります。
 - ① 複数の納骨形式に申込みをした場合。
 - ② 同じ納骨形式に同じ内容で複数の申込みをした場合。
 - ③ 同じ収蔵予定者について重複する申込みをした場合。
 - ④合葬式納骨施設において、申込者である本人を収蔵予定者とせず、生存する他人 を含んだ申込みをした場合
- 3 同一世帯内に横浜市営墓地の使用者いる場合について
 - (1) 申込者の同一世帯内(申込者含む)に、一般墳墓地(久保山、三ツ沢、日野公園)の使用者がいる場合、一般墳墓地への申込みはできません。
 - (2) 一般墳墓地への申込みで申込者の同一世帯内(申込者含む)に、「メモリアルグリーン芝生型納骨施設」、「日野公園墓地壁面式納骨施設」の使用者がいる場合、使用中の施設は当選後に返還することが前提となります。
 - (3) 日野こもれび納骨堂自動搬送式納骨施設は、1使用者につき1基を使用することができます。
- 4 久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地への申込みは「遺骨保持」 している方に限ります。

「遺骨保持」とは、火葬してから一度も納骨せず、遺骨を自宅や久保山霊堂等の公営の一時保管施設で保管し、申込時に「火埋葬許可証」のコピーまたは一時保管施設の「使用許可証」のコピーを提出できる方が対象です。

- 5 日野こもれび納骨堂合葬式納骨施設は、申込み時に収蔵者を確定していただきます。(確定した収蔵者以外の納骨はできません。)
- 6 「遺骨保持」されている場合は、申込時に火埋葬許可証等のコピー を提出してください。

(インターネット申込の際は画像データを添付してお申込みください。)

「遺骨保持」とは、次のような場合です。

- (1) 火葬してから一度も納骨せず、遺骨を自宅で保管している場合。この場合は、「火埋葬許可証」のコピーを提出してください。
- (2) 申込み時点で、「久保山霊堂」等の一時保管施設で遺骨を保管している方。
 - ①久保山霊堂を使用している方は「使用許可証」のコピーを提出いただくか、使用許可証に記載の「使用者氏名」と「使用場所番号」を申込書に記入してください。
 - ②久保山霊堂以外の公営の一時保管施設を使用している方は「使用許可証」のコピー を提出してください。
- (3) 申込み時点で、寺院などに一時的に安置しており、「火埋葬許可証」のコピーを提出できる方。
 - ※納骨の際には、原本が必要です。また、使用許可日から1年以内に納骨していただきます。
 - ※自宅に遺骨を保管していても、お手元にある書類が「改葬許可証」の場合は、「遺骨保持」にはなりません。
- 7 使用場所の指定はできません。

各施設の収蔵・埋蔵場所を指定することはできません。

日野こもれび納骨堂合葬式納骨施設に2体枠で申込まれた場合は、隣接して収蔵します。3体以上の申込みの場合でも、申込の年度が異ならない限り、ご要望に応じて隣接して収蔵するよう配慮します。

8 遺骨は分骨ではない人骨に限ります。

分骨(分けられた遺骨)、ペットなどの動物の骨は申込みできません。

9 優遇措置があります。

「遺骨保持優遇」、「複数回落選者優遇」、「地域優遇」の3つの優遇措置があります。

詳しくは P9 1-3. 優遇措置について

迷ったら

申込みについて



1-3. 優遇措置について

一部の方は、優遇措置を受けられる場合があります。

■優遇措置の対象者

1 遺骨保持優遇

「日野こもれび納骨堂」に申込みの方で、火葬してから一度も納骨せず遺骨を自宅や「久保山霊堂」等の一時保管施設で保管している方。

※提出が必要な証明書については、P8の6を参照ください。

2 複数回落選者優遇

墓地などの種別にかかわらず、平成29年度(2017年度)以降の募集 で3回以上落選した方。

※同じ申込者名義で申込みをして、3回以上落選した場合に限ります。 ※申込みの際に、3回分の「落選の応募結果通知書」のコピーを提出 してください。

(インターネット申込みの際は画像データを添付して申込みください。)

3 地域優遇

「日野こもれび納骨堂」に申込みの方で、港南区または磯子区に 住民登録のある方。

※資格審査時(当選後)に提出された「住民票の写し」で確認します。申込書に記入された内容に相違があった場合の当選は無効となります。

優遇内容

申込時に付与する受付番号を増やします。(最大3つまで)

上記1から3までの条件のうち、該当する内容に応じて受付番号を次のとおり付与します。

- (1) 1に該当する場合: 受付番号を3つ付与します。
- (2) 2または3に該当する場合: 受付番号を2つ付与します。
- (3) 2および3の両方に該当する場合: 受付番号を3つ付与します。

※1~3全てに該当する場合でも、付与する受付番号は3つです。

■ 優遇措置に関する ご注意

- ・複数の受付番号が当選した場合には、有効となる当選は最初に当 選した受付番号のみとなります。
- ・落選の応募結果通知書により落選回数を確認するため、応募結果 通知書は大切に保管してください。



1-4. 結果通知について

結果通知は、すべての申込み者に対して段階的に行われます。

■ 無抽選分の結果通知

申込者数が募集数を超えなかった区分があった場合、該当者へ 「横浜市営墓地・納骨堂応募結果通知書」を送付します。

通知期間 令和7年(2025年)

10月15日(水) 頃から

■ 抽選分の結果通知

申込者数が募集数を超えた場合、抽選会を実施し、「当選」「補欠当選」「落選」を決定します。その後、該当者全てに結果を記載した「横浜市営墓地・納骨堂応募結果通知書」を送付します。

通知期間 令和7年(2025年)

11月19日(水) 頃から

詳しくは P11 1-5. 抽選会について

■ 結果通知に関する ご注意

- 「当選」の通知があっても資格審査により「失格」となる場合があります。
- ・「落選」の場合、来年度以降の募集の際に優遇措置を受けられる場合があります。応募結果通知書により落選回数を確認するため、応募結果通知書は大切に保管してください。
- ・横浜市役所掲示板、横浜市役所ホームページにて抽選結果を 公開します。日野こもれび納骨堂と各墓地の管理事務所でも抽 選結果を掲示します。
- ・抽選結果は、個人情報保護の観点から、電話、ファックス、E メールでお問い合わせいただいてもお伝えできません。応募結 果通知書、または横浜市ホームページにてご確認ください。

抽選結果・・・

「横浜市営墓地・納骨堂の使用者募集」 (横浜市ホームページ)

Q 横浜市墓地募集

検 索





1-5. 抽選会について

申込者数が募集数を超えた場合、抽選会を実施します。

抽選会について

抽選会の参観は事前申込制および先着順といたします。参観を希望する場合、申込書または電子申請画面の「参観を希望する」に✓を入れてください。

・参観を申込まれる方で手話通訳が必要な方は、申込書または電子申請画面の「手話通訳を希望する」に「✓を入れてください。

開催日 令和7年(2025年)11月5日(水)

開催時間 10:00~11:30 (開場は9:45)

会 場 横浜市社会福祉センター 4階ホール (「横浜市健康福祉総合センター」内) 中区桜木町1-1

アクセス ・JR京浜東北線・根岸線・市営地下鉄線 「桜木町駅」徒歩2分

定 員 298名

■ 抽選会に関する ご注意

- ・抽選会の参観は任意です。(事前申込制)
- ・抽選会への来場の有無が抽選結果へ影響することはありません。
- ・抽選結果は、個人情報保護の観点から、電話、ファックス、Eメールでお問い合わせいただいてもお伝えできません。応募結果通知書、または横浜市掲示板・ホームページにてご確認ください。
- ・すべての申込み区分で申込者数が募集数を超えなかった場合 には、すべての方が「当選」となり、抽選会は実施しません。

抽選会の開催、抽選結果・・・

「横浜市営墓地・納骨堂の使用者募集について」 (横浜市ホームページ)

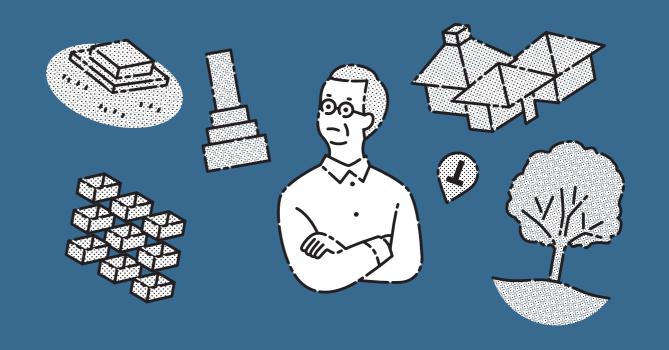
Q 横浜市墓地募集

快 祭 、



12

墓地・納骨堂を選ぶ



今年度募集のある墓地・納骨堂の納骨形式や 施設について、詳しくご説明します。 ご自身に合った墓地・納骨堂を探してみてください。

墓地・納骨堂を選ぶ



2-1. 募集のある墓地・納骨堂

■ 今年度募集のある墓地・納骨堂の一覧と申込区分表

施設	納骨形式	募集数	使用料	管理料	申込区分
日野	◎自動搬送式納骨施設	1,300基	484,000 円 / 30 年	9,900円/1年 297,000円/30年	7
日野こもれび納骨堂	○合葬式納骨施設 〔1体分〕	1,000 枠 (1,000体)	74,800 円 / 60 年	46,200 円 / 60 年	1
骨堂	○合葬式納骨施設 〔2体分〕	1,500 枠 (3,000体)	149,600円 /60年	92,400 円 / 60 年	9
久保山墓地	一般墳墓地 (区画面積1.4~1.9㎡) ※遺骨保持者のみ申込み可	100区画	203,000円~ 275,500円 /永年	5,000 円 / 1 年	•
三ツ沢墓地	一般墳墓地 (区画面積1.4~1.9㎡) ※遺骨保持者のみ申込み可	100区画	203,000円~ 275,500円 /永年	5,000 円 / 1 年	3
日野公園墓地	一般墳墓地 (区画面積1.9~2.0㎡) ※遺骨保持者のみ申込み可	65区画	275,500円~ 290,000円 /永年	5,000 円 / 1 年	Ð

◎印の施設は、将来の墓じまいの心配なくご利用いただけます。

※一般墳墓地への申込みは、火葬してから一度も納骨せず遺骨を自宅や久保山霊堂等の一時保管施設で保管(遺骨保持)している方のみ対象となります。今回は、これまでに返還された現在未使用の区画について募集を行います。

■ 納骨形式について

日野こもれび納骨堂

自動搬送式納骨施設	使用期間満了後、「更新(有料)」か「遺骨引取り」または「合同埋蔵」を選択できます。申込み時または使用期間中に「合同埋蔵」を選択した場合に限り、管理料を使用期間分一括前納することが出来ます。
[使用期間:30 年]	※「合同埋蔵」後は、遺骨の引取り(改葬)ができません。
合葬式納骨施設	使用期間満了後、遺骨引取りの申出がない限り「合同埋蔵」します。
[使用期間:60年]	※「合同埋蔵」後は、遺骨の引取り(改葬)ができません。

久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地 ※これまでに返還された現在未使用の区画の循環利用となります。

一般墳墓地 [使用期間:永年]	 ・永年使用で、承継(代々引き継いでいくこと)の必要があります。 ・使用する区画は更地での引き渡しとなります。 ・使用者が墓石やカロート等を自己負担で設置する墓地です。 ・傾斜地の区画に当選した場合には、基礎部分の工事も使用者の自己負担で行う必要があります。 ・使用区画を使用しなくなった場合は、更地に戻したうえで返還していただきます。
--------------------	---



2-2. 日野こもれび納骨堂のご案内

■ 日野こもれび納骨堂

スプイウ

所 在 地 横浜市港南区日野中央1-13-2

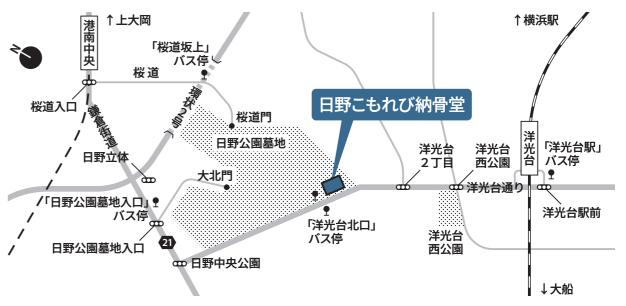
連 絡 先 045-835-3684 (管理事務所)

開館時間 9:00~17:00

休館日 11月第1月曜

駐 車 場 24台(有料 100円/30分)

アクセス



- 京急線/市営地下鉄「上大岡駅」または 市営地下鉄「港南中央駅」から・・・
- ・ 市営バス111系統 「港南台駅前ゆき」
- →「洋光台北口」バス停下車、徒歩2分
- JR根岸線「洋光台駅」から・・・
- ・ 徒歩13分
- ・ 市営バス 76系統 「港南車庫前ゆき」 111系統 「上大岡駅前ゆき」 112系統 「上永谷駅前ゆき」
- →「洋光台北口」バス停下車、徒歩2分

※春秋の彼岸の土・日・祝日は駐車場を閉鎖 します。公共交通をご利用ください。

合葬式

自動搬送式



日野こもれび納骨堂利用上の注意

- ・持参した供物(食べ物)は、お帰りの際にお 持ち帰りいただきます。
- ・開館時間以外に、納骨堂敷地内に立ち入る ことはできません。
- ・開館中は施設を自由にご覧いただけます。
- ・納骨時も含めて参拝口などでの読経や法事 はできません。法事等を行われる際は、多目 的室(約15名収容可)をご予約ください。
- ・ペットの入館はできません。介助犬などは入 館いただけます。

墓地・納骨堂を選ぶ

平面図 自動搬送式 納骨施設 参拝口 スペース シンボルツリー 献花台 合葬式 納骨施設 入口ホール __多目的室. エントランス 正面入口 駐車場



2-3. 日野こもれび納骨堂 「自動搬送式納骨施設」

■ 自動搬送式納骨施設

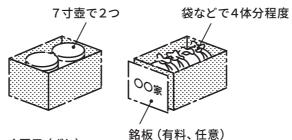




「厨子(ずし)」と呼ばれる個別のスペースに遺骨 を納める納骨施設です。参拝する際には厨子を自 動搬送で運び、個別参拝ブースで遺骨と対面する ことができます。家族単位での使用を前提としてお り、使用期間満了後は更新することができます。

また、使用期間満了後に収蔵されている遺骨の 合同埋蔵を選択することもできますので、将来の 墓じまいの心配なく利用することができます。

自動搬送式納骨施設のしくみ

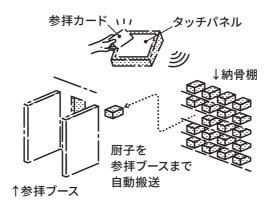


↑厨子(ずし)

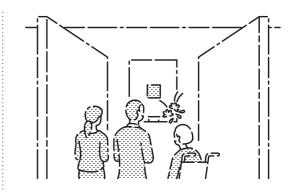
大きさ:幅250mm、奥行480mm、高さ260mm ※重さ制限:銘板など含めて11kgまで

「厨子(ずし)」と呼ばれる、家族ごとにあて がわれる納骨用の箱に遺骨を納めます。厨子 には、7寸の骨壺が2つ、または、袋などに入 れた場合は4体分程度入ります。納める遺骨 の数に制限はありませんが、銘板なども含め た大きさ、重さに制限があります。

有料で家族名などを入れた銘板をつけるこ ともできます。



参拝の際には、参拝カードを受付でタッチ パネルにかざし、納骨棚に納められた厨子を 自動搬送によって呼び出します。



平成30年(2018年)に開設した日野こもれ び納骨堂はバリアフリーの施設で、屋内にあ る参拝ブースにはあらかじめ供花もされてい るため、手ぶらでお参りすることができます。





墓地・納骨堂を選



2-3 日野こもれび納骨堂「自動搬送式納骨施設」

■ 日野こもれび納骨堂「自動搬送式納骨施設」の使用について

30年間の使用期間満了後、「更新」、「遺骨引取り」または「合同埋蔵墓に埋蔵」のいずれかを選択 することができます。

「合同埋蔵墓に埋蔵」を選択された場合、申込時に全ての手続きを済ませることが可能となり、墓じ まいの心配なくご利用いただけます。

■ 使用期間(30年間)満了後の選択 ※3パターン

意向の確認は、11月(予定)の「資格審査」時に行います。(提出した意向は後から変更することもできます)

選択パターン

各パターン詳細

特記事項

パターン①

「合同埋蔵墓に埋蔵」 を希望する場合

施設の使用を終了し、厨子に収蔵してある遺 骨を合同埋蔵墓に移します。既収蔵の遺骨が 4体未満の場合は、事前指定届を提出するこ とで、使用期間満了時点で存命している方の 遺骨についても、必要となった時に直接 合同 埋蔵墓に埋蔵することができます。(最大で

30年の使用期間中は原則 毎 年1回の管理料の支払いが必 要となりますが、「合同埋蔵墓 に埋蔵」を希望される場合の み、一括前納(30年間分)も 選択が可能です。合同埋蔵墓 に埋蔵する際、追加の費用は かかりません。合同埋蔵墓の 詳細については計画中です。

パターン②

「施設の利用更新(30 年間)」を希望する場合

使用料を再度支払い、施設の利用期間を延 長(30年間)します。使用料の他、毎年の管理 料の支払いが必要になります。

パターン③

「遺骨引取り(改葬)」 を希望する場合

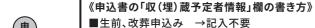
施設の使用を終了し、厨子に収蔵してある遺 骨を引き取っていただきます。銘板を設置し ている場合は、撤去が必要です。

申込みの適合例

日野こもれび納骨堂-自動搬送式納骨施設(区分ア)

自動搬送式

厨子に納められる上限(銘板を含め11kg)までなら制限無し





- ■遺骨保持 →遺骨の情報を「1人目」欄に記入
- ※優遇措置あり(受付番号を3個付与)
- ※証明書の提出が必要
- ※複数の遺骨を管理している場合は代表の1名分を記入

有効

ご注意

1. 使用上の注意

- ・厨子(遺骨を納める箱)は、7寸の骨壺が2つ入る大 きさです。納める遺骨の数に制限はありません。そ のため、袋に納めたり、粉状にすることで複数体分 の遺骨を納めることが出来ますが、厨子には荷重 制限(銘板含め11kg以内)があります。
- 銘板には、形、材質、寸法などに制限があります。 銘板の設置は任意ですが、費用がかかります。
- ・厨子に直接文字などを入れることはできません。
- ・参拝カードは使用許可時に2枚交付します。
- 塔婆を供えることはできません。
- ・参拝ブースでは電気香炉を使用して、焼香ができ ます。
- お線香、ろうそくを含む火気の使用は禁止です。

2. 申込み時の留意事項

- ・使用施設を他者へ貸したり、譲渡することはできま せん。
- 「遺骨保持」されている方は使用許可日(令和8年) 4月~予定)から1年以内に、申込みの対象となっ た遺骨を納骨していただきます。1年以内に納骨さ れない場合は、使用許可を取り消すことがあります。
- ・使用開始日は、使用許可日(令和8年4月~予定) です。納骨時期にかかわらず、使用料は使用許可申 請時に一括で納めていただきます。(令和8年1月 ~予定)。
- ・納めた使用料については、使用許可日から5年以 内に使用場所を返還した場合に限り、半額返還し ます。5年を経過した場合には、一切返還できませ
- ・納めた管理料については、期間にかかわらず返還 できません。

3. 使用方法の選択

・資格審査時(11月以降)に使用期間(30年)満了 後の「更新」か「合同埋蔵」のいずれかを選択して いただきます。これにより、使用期間満了後におけ る遺骨の取扱いや管理料の納付方法が異なります。

(1)「更新」を選択した場合

- ・使用期間満了が近づきましたら、更新手続きをして いただきます。その際、改めて30年分の使用料を納 めていただくことになりますが、金額については、そ の時点の「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」に 定められた金額となります。
- ※「更新しない」場合は、遺骨を全てお引き取りいた だき返還していただきます。

- ・管理料を毎年納めていただきます。
- ・使用期間中に、下記の「合同埋蔵」を希望(変) 更) することもでき、残りの使用期間分の管理料 を一括前納することもできます。

2-3. 日野こもれび納骨堂「自動搬送式納骨施設」

(2)「合同埋蔵」を選択した場合

- ・使用期間(30年)満了後、「合同埋蔵墓」へ埋蔵 します。
- ・合同埋蔵墓への埋蔵は、使用期間 (30年)満了 後以外は行いません。
- ・収蔵されているご遺骨は全て、お引き取りの申出 がない限り合同埋蔵します。ただし、その時点で ご遺骨が4体に満たない場合は、事前に収蔵予 定者をご登録いただいた遺骨に限り、直接「合同 埋蔵墓」へ埋蔵することが出来ます。
- ・ 「合同埋蔵墓」 に埋蔵後は、遺骨の引取り(改 葬) ができません。
- ・管理料のお支払いは、一括前納(30年間分)か 毎年払いを選択いただけます。
- ・一括前納していただいた管理料の返金は一切 できません。
- ・使用期間(30年)満了後、管理料の滞納がある 場合は、「合同埋蔵墓」への埋蔵はできません。
- ・使用期間(30年)満了時点で、引き続き「自動搬 送式納骨施設」をご使用いただくことも可能です。 その場合、更新手続き(有料)をしていただきます。
- (3)「更新」・「合同埋蔵」のいずれも選択しない場合
- ・施設の返還手続きをし、遺骨を全てお引き取りい ただきます。

4. その他

- ・施設を使用しなくなった場合は、速やかに管理事 務所に申請し、遺骨および銘板などを引取り、返 還していただきます。
- ・使用者が管理料を5年間納めないときは、使用 許可を取り消すことがあります。
- ・許可を受けた目的以外に使用したときや、「横浜 市墓地及び納骨堂に関する条例」などに違反し たときは、使用許可を取り消すことがあります。
- ・納骨日時は事前に予約が必要となります。使用許 可から3カ月程度は、曜日・時間帯を問わず、受 付枠が予約受付開始後ただちに上限に達してし まうことが、過年度の状況から予想されます。予 約は先着順となりますので、ご希望に添えない場 合もございます。予めご了承ください。予約開始 日などの詳細は使用決定時に改めてご案内いた します。

墓地・納骨堂を選ぶ



2-4. 日野こもれび納骨堂 「合葬式納骨施設」

合葬式納骨施設

区分

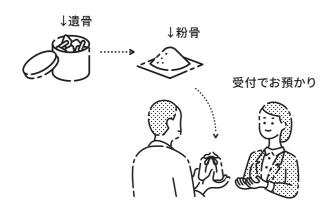




日野こもれび納骨堂にある、合同の納骨施設です。シンボルツリーの下にある地下の納骨スペースに、粉状にして袋に入れた遺骨(粉骨)を納めます。 参拝の際は、合同の献花台からお参りします。

家族単位ではなく個人単位で使用することを前提としており、更新、承継の必要がなく、将来の墓じまいの心配がありません。

■ 合葬式納骨施設のしくみ

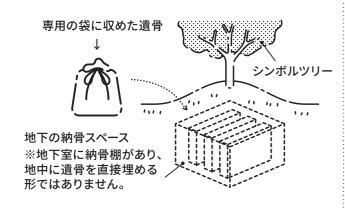


納骨の際、遺骨は粉状(粉骨)にする必要があり、別途費用がかかります。粉骨にした 遺骨を受付でお渡しいただき、施設管理者が 遺骨を納めます。

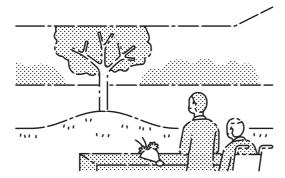
【ご案内】

※粉骨は、日野こもれび納骨堂でもお受けしております。

※日野こもれび納骨堂で粉骨される場合、納 骨当日は骨壺のまま受付にお渡しください。



お預かりした遺骨は専用の袋に入れ、 シンボルツリーの下、地下の納骨スペース にある金属製の納骨棚へ納められます。



参拝の際には、シンボルツリーが見える、合同の献花台に向かってお参りすることができます。献花台は屋外の屋根下空間にあります。

2-4. 日野こもれび納骨堂「合葬式納骨施設」

■ご注意

1. 使用上の注意

- ・粉状の遺骨を専用の袋に入れた状態で納骨します。遺骨を粉状にする費用が別途かかります。
- ・地下納骨室への立入りはできません。納骨する際は、受付で遺骨を預かり、施設管理者が納 骨室へ納めます。
- ・実際に遺骨が納骨される場所については施設 管理者が設定しますが、2体分で申込まれた場 合は隣接して納骨します。

2. 申込み時の留意事項

- ・使用施設を他者へ貸したり、譲渡することはできません。
- ・申込み時に収蔵者を確定します。申込み時に記入した収蔵者以外の納骨はできません。
- ・「遺骨保持」されている方は使用許可日(令和8年4月~予定)から1年以内に、申込みの対象となった遺骨を納骨していただきます。1年以内に納骨されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。
- ・納骨時期に関わらず、使用期間は使用許可日から60年となります。使用期間終了後は、遺骨引取りの申出がない限り、「合同埋蔵墓」へ埋蔵します。「合同埋蔵墓」に埋蔵後は、遺骨の引取り(改葬)ができません。
- ・使用期間中に納骨されなかった場合は、合同 埋蔵墓に直接埋蔵することが出来ます。
- ・納骨時期に関わらず、使用料・管理料は使用許可申請時に一括で納めていただきます(令和8年1月~予定)。
- ・納めた使用料及び管理料については、一切返 還できません。

3. その他

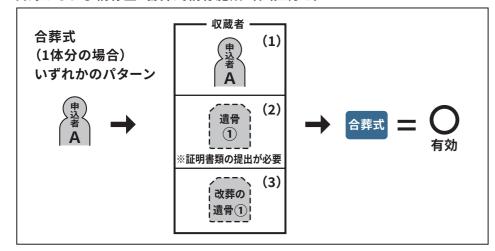
- ・許可を受けた目的以外に使用したときや、「横 浜市墓地及び納骨堂に関する条例」などに違 反したときは、使用許可を取り消すことがあり ます。
- ・納骨日時は事前に予約が必要となります。使用 許可から3カ月程度は、曜日・時間帯を問わず、 受付枠が予約受付開始後ただちに上限に達し てしまうことが、過年度の状況から予想されま す。予約は先着順となりますので、ご希望に添 えない場合もございます。予めご了承ください。 予約開始日などの詳細は使用決定時に改めて ご案内いたします。



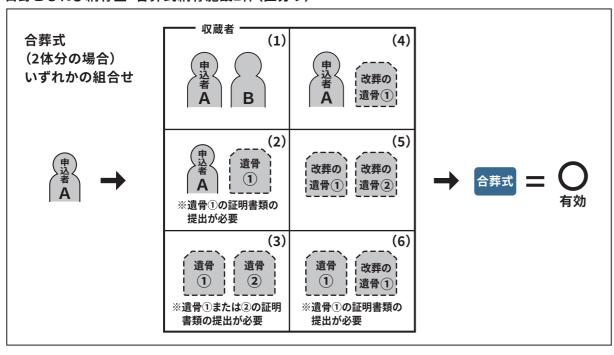
2-4. 日野こもれび納骨堂「合葬式納骨施設」

申込みの適合例

日野こもれび納骨堂-合葬式納骨施設1体(区分イ)



日野こもれび納骨堂-合葬式納骨施設2体(区分ウ)



合葬式(収蔵者が3体以上となる場合)

- ・収蔵者が3体以上となる場合は、申込書を複数通ご用意いただき、重複のないようにお申込みください。
- ・収蔵者に生前の方を含む場合は、それぞれの申込書に「収蔵者」として記入された方のいずれかが、 その申込書の「申込者」となっている必要があります。



2-5. 一般墳墓地のご案内

%各墓地の管理事務所開所時間は、 $8:45\sim17:15$ です。(月曜日、祝日、年末年始はお休み) %駐車場はありませんので、公共交通機関をご使用ください。

使用者募集に関するお問い合わせは、

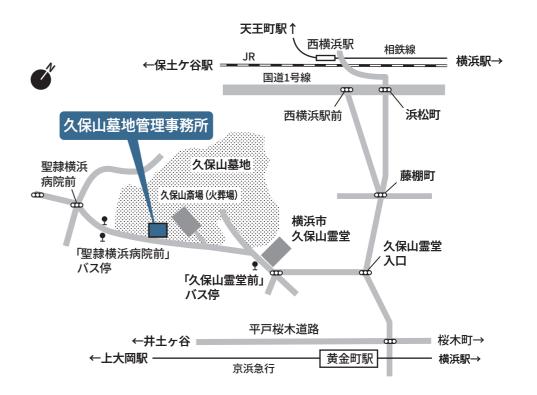
「横浜市営墓地・納骨堂使用者募集室」(電話:045-228-9841)へお願いします。

■ 久保山墓地



所 在 地 横浜市西区元久保町3-24

連 絡 先 045-242-3201 (管理事務所)



交通案内

- ●京浜急行「黄金町駅」前から、市営バス 32 系統「保土ケ谷車庫行き」に乗車し「久保山霊堂前」で下車。
- ●JR横須賀線「保土ケ谷駅」東口から、市営バス32系統「日本大通り県庁前行き」に乗車し「久保山霊堂前」で下車。

墓地・納骨堂を選ぶ



2-5. 一般墳墓地のご案内

※各墓地の管理事務所開所時間は、8:45~17:15です。(月曜日、祝日、年末年始はお休み) ※駐車場はありませんので、公共交通機関をご使用ください。

使用者募集に関するお問い合わせは、

「横浜市営墓地・納骨堂使用者募集室」(電話:045-228-9841)へお願いします。

三ツ沢墓地

区分

所 在 地 横浜市神奈川区三ツ沢上町20-6

連 絡 先 045-321-5430 (管理事務所)



日野公園墓地

区分为

所 在 地 横浜市港南区日野中央1-13-1 連 絡 先 045-842-0771 (管理事務所)



交通案内

京浜急行「上大岡駅」又は 横浜市営地下鉄「港南中央駅」から

(1)横浜市営バス 「港南車庫行き」 「野庭中央公園行き」 「港南台駅行き」

(2)神奈川中央交通バス「大船駅行き」

(3)江ノ島電鉄バス 「大船駅行き」、「鎌倉駅行き」

上記のいずれかのバスに乗車し 「日野公園墓地入口」で 下車し徒歩約5分 2-5. 一般墳墓地のご案内

人保山墓地

三ツ沢墓地

日野公園墓地

分工

区分

区 分

名称	所在地	敷地面積 (墓域面積)	種 別	開設年度	区画数
久保山墓地	西区元久保町3番24号	126,213 m² (102,777 m²)	墳墓地	明治7年	14,470 区画
三ツ沢墓地	神奈川区三ツ沢上町 20番6号	50,302 m² (33,639 m²)	墳墓地	明治 41 年	7,454 区画
			墳墓地	昭和8年	15,017 区画
日野公園墓地	港南区日野中央1丁目 13番1号	278,928 m ² (92,829 m ²)	壁面式納骨施設	平成5年	450 基
	10 H 1 7	, , , , ,	合葬式納骨施設	平成5年	6000 体

一般墳墓地は自由にご見学いただけます。

■ご注意

1. 使用上の注意

- ・使用区画の指定及び変更はできません。
- ・使用区画を他の者に貸したり、譲渡したりすることはできません。
- ・使用区画を使用しなくなった場合は、速やかに管理事務所に連絡し、返還申請手続を行ってください。 一般墳墓地については更地に戻した上で返還してください。
- ・住所、氏名(姓)の変更、使用者死亡、使用許可証の紛失等の事由が発生したときは、速やかに 管理事務所に申請し、必要な手続きを受けてください。
- ・許可を受けた目的以外に使用したとき、その他「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」等に違反した ときは、使用許可を取り消すことがあります。
- ・一般墳墓地使用区画の墓碑等工作物の設置については、制限等がありますので、事前に管理事務所に 届け出てください。
- ・使用区画内は使用者の自主管理となっておりますので、清掃や修理及び手入れをし、他の区画に危険 又は迷惑を及ぼさないようにしてください。また墳墓地は、縁石等を設け、区画を明らかにしてください。
- ・お供物(食べ物)は、必ずお帰りの際にお持ち帰りください。

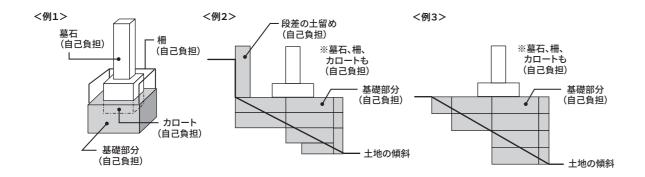


2-5. 一般墳墓地のご案内

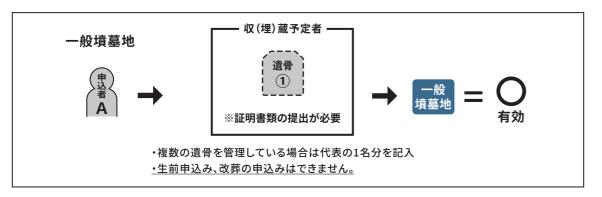
■ご注意

2. 申込み時の留意事項

- ・申込みの対象は人骨に限ります。また、分骨は申込みの対象になりません。
- ・区画の面積に違いがありますが、使用区画は抽選で決定されるため、選ぶことはできません。
- ・永年使用で、承継(墓地を代々引き継いでいくこと)の必要があります。
- ・使用できるのは、使用許可日(令和8年4月予定)からです。使用許可申請時に一括で使用料を納めていただき、管理料は毎年度納入していただきます。納めた使用料・管理料は返還できません。
- ・使用許可日から1年以内に、申込み対象の遺骨を納骨していただきます。これを行わない場合、使用許可 を取り消すことがあります。
- ・今回の募集は、無縁整理や返還された区画であるため、場所及び形状が区画ことに異なります。 使用する区画は、更地での引き渡しとなります。使用者が墓石やカロート等を自己負担で建立する墓地です。
- ・傾斜地の区画に当選した場合には、基礎部分等の工事を使用者の自己負担で行う必要があります。



申込みの適合例



3

申込みをする

申込書の書き方/インターネット申込み



申込書の書き方や、インターネットでの申込み方法について、 記入例を交えて詳しく解説します。 記入漏れや誤った申込みをしないよう、 こちらの内容に沿って、申込書をご準備ください。



3-1. 準備するもの

■申込みの際に必要なもの

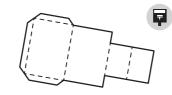
■ …郵送で申込みの場合に必要なもの

□ …インターネットで申込みの場合に必要なもの





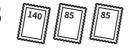
横浜市営墓地·納骨堂 申込みのしおり(本書)



横浜市営墓地·納骨堂申込書 応募結果通知書 申込受付番号通知書

このしおりに添付しています。





140円分の切手×1枚 85円分の切手×2枚

※申込書の所定の位置(3カ所) に貼り付けて郵送してください。





【「遺骨保持」されている方のみ】 火埋葬許可証のコピー

- ・久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地に に申し込みの場合は必須になります。
- ・日野こもれび納骨堂に申込みで提出された 方は優遇措置があります。
- ※一時保管施設を使用されている方は「使用 許可証」等のコピーを提出してください。
- ※インターネット申込みの方は画像データ の添付が必要です。

詳しくは P8 1-2. 申込み要領



黒いボールペン、のり

記入の際は、黒いボールペン ではっきりとお書きください。 5





【優遇措置希望者のみ】

平成29年度(2017年度)以降の募集で 過去3回分の落選した応募結果通知書のコピー

※インターネット申込みの方は画像データの添付が 必要です。

詳しくは P9 1-3. 優遇措置について

当選した際、資格審査時に必要なもの

7 住民票の写し(原本)



令和7年(2025年)11月5日以降発行で、 当選者(申込者)が記載されているもの が必要となります。



【マイナンバーカードをお持ちの方】

コンビニのマルチコピー機で、待たずに 窓口より50円安く発行できます。 是非ご利用ください。



3-2. 訂正について

申込書の書き損じについて

間違えた場合は二重線を引いて余白に正しい情報 をお書きください。訂正印は不要です。

	横	
郵便番号	₹ 2 3 1 - 0 0 (0 = 54-1
横浜市	区	

■ インターネット申込みの 入力訂正について

- ・申請内容の訂正は、審査完了前であれば「申請の 取り下げ」後、再度申請してください。
- ・審査完了後で「申請の取り下げ」ができない場合は、 下記の連絡先にお電話ください。 なお、審査は申込み後、順次行っていきます。

■ 申込み後の訂正について

誤った申込みをされた方については、期間内であれ ば内容の訂正をする事ができます。

訂正期間 令和7年(2025年)

9月1日(月)→10月7日(火)

TEL.045-228-9841

横浜市営墓地•納骨堂使用者募集室

受付時間 平日 9:00~17:00

- 訂正方法 ・「記入漏れ」や「重複申込み」など、誤りに気がつい た時点で、上記の連絡先にお電話ください。訂正 方法をご案内いたします。
 - ・明らかな不備などがあった場合、確認のために募 集室からご連絡させていただく場合があります。
 - ※記入内容の訂正は、申込み期間内に申込まれた 方に限ります。

2 墓地・納骨堂を選ぶ

申込みについて



3-3. 申込書の記入例と書き方

申込者情報 記入日 会和7年 9月 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1	1 記入日 ・申込書を記入した日をお書きくださり	N _o
申込者 検浜市 中区本町6-50-10 ミナトマンション101号 周定電話 ロ045-000-0000 連絡先 携帯電話 ロ0000-000-000 「株帯電話 ロ0000-0000-0000 中込区分 希望する区分1カ所のみに「グを入れてください。 ※久保山墨地、三ツ沢墓地、日野公園墓地には「遠骨保持」されている方のみ申込みできます。 詳しくは「申込みのしおり」(P7申込み条件)をご参照ください。 ※近骨保持者のみ日野こもれび納骨堂 会群式 日野公園墓地 一般境墓地 一般境墓地 一般境墓地 一般境墓地 一般境墓地 一般境墓地	申込者情報	市内の住所に限ります でお書きください。
 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図	●優遇措置 申該当する場合は、図を入れ1、2は必要な書類を開始してください。 ① 申込区分 ・希望する区分1カ所のみに ② を入れ ※合葬式については、収蔵予定者が3 (収蔵予定者が重複してはいけません ② 収蔵予定者情報 ・ ③ で選んだ区分に応じて、申込みる 氏名、申込者から見た続柄をお書き	名以上の場合は複数通) - る納骨施設への収蔵 -
【行政記入棚】以下の棚は記入しないでください。	または、一時保管施設に遺骨を預けている。 →「火煙散析可証」たに一時保管施設の「使用許可証」のコピーを同時、 →久保山霊堂を使用中の方は、使用許可証に記載の「使用者配名と使用場所番号」を記入いただけ れば「使用許可証(ロビー)」同時の必要はありません。 「使用者氏名(ウタカナ): 使用場所番号:	ルだ方 収蔵予定者 1
こちらには何も記入しないでください。	□ 2.平成29年度(2017年度)以降3回以上活選している。 → 落選の応募結果通知(3回分)のコピーを同対してださい。 □ 3.「目野こもれび納骨室に申込みで、港南区または磯子区に住民登録がある。	収蔵予定者 1
	● 抽選会「抽選会」当日、会場での参観および「手話通訳」を希望する場合は、「グを入れてください。 区分 ⑦ (生前、改葬)を選んだ方	記入不要
	●代理人(送付先)情報 ●代理人(送付先)情報 ・収蔵予定者が生前の申込者本人の場 ・「合葬式」の場合、記入した収蔵予成 ・収蔵予定者が妊娠12週以上の死胎 場合は、こちらに記入をお願いします。 「代理人 (送付先) 情報 ・収蔵予定者が妊娠12週以上の死胎 氏名欄に「死胎児」と記入してくださ 「代理人 (送付先) 情報 ・それぞれの項目について、優遇措置 ・それぞれの項目について、優遇措置 ・それぞれの項目について、優遇措置	者以外の納骨はできま 見の場合は、 い。



通に分けて申込みできます。

予定者の

区分の(遺骨保持)、 〇日 〇 のを選んだ方	収蔵予定者 1人目の欄を全て記入
区分 🕏 を選んだ方	収蔵予定者1人目、2人目の欄を全て記入
区分 🕝 (生前、改葬) を選んだ方	記入不要

- お書きください。
- ません。

へれてください。

を入れてください。

7 記入済みの申込書をコピーするか、 3-5.申込書の控え(39ページ)に書き写してください。

3-3. 申込書の記入例と書き方

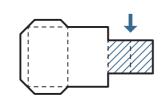


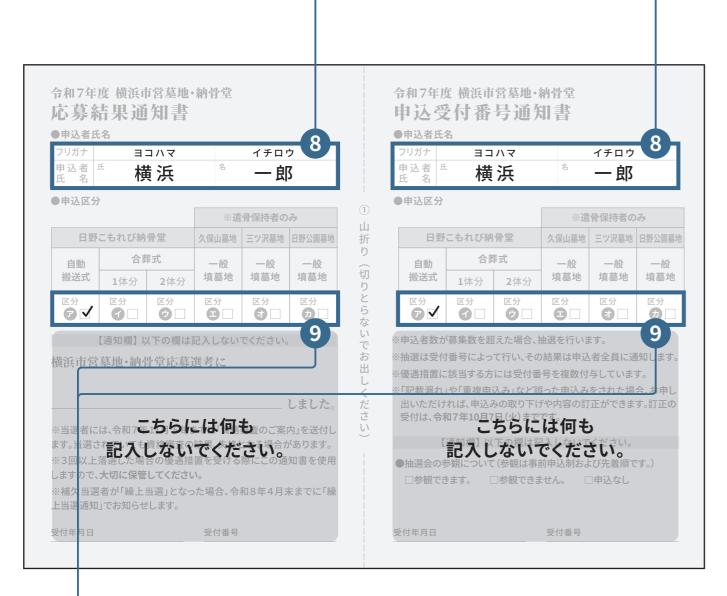
3-3. 申込書の記入例と書き方

■ はがき通知面(応募結果通知書、申込受付番号通知書)

8 申込者氏名

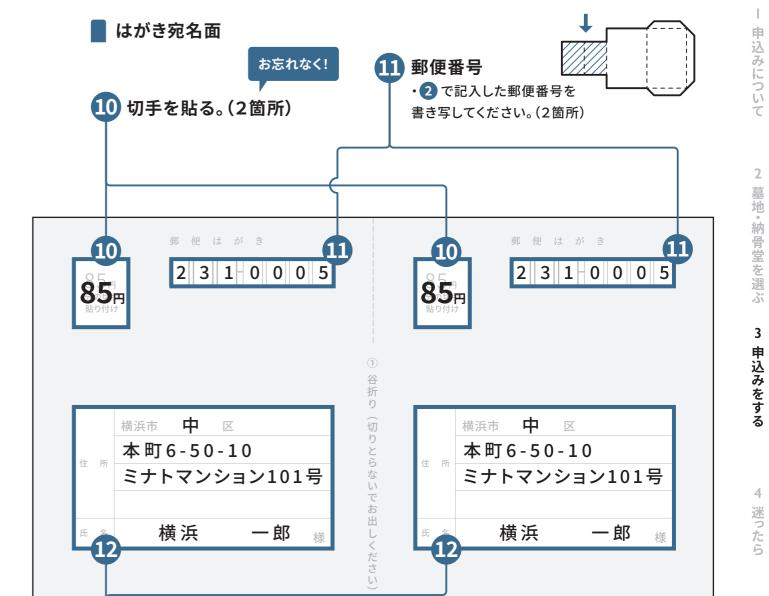
・2 で記入した申込者の氏名を書き写してください。(2カ所)





申込区分

・3 で選択した区分と同じカ所に▼を入れてください。(2カ所)



横浜市営墓地•納骨堂使用者募集室

TEL.045-228-9841

FAX.045-228-9842

〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱203号

12 住所、宛名

TEL.045-228-9841

FAX.045-228-9842

横浜市営墓地•納骨堂使用者募集室

〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱203号

- ・ ② で記入した申込者の住所、氏名を書き写してください。(2箇所) こちらの住所に受付番号通知書と結果通知書が届きます。
- ・ただし、申込者の同意を得たうえで、申込者とは別の住所への送付を 希望される場合は、送付先の住所、氏名を記入してください。



3-3. 申込書の記入例と書き方

▼ 封をする前に、必ずご確認ください。

4を貼る

※申込み期間の最終日にポスト投函した場合は、消印が翌日以降となり、申込みが 無効となる場合があるのでご注意ください。

※封をする前に、下記のチェックリストで書類に不備がないかご確認ください。

チェックリスト(記入は任意です。)

令和7年度横浜市営墓地・納骨堂使用「申込書」の記入

- ▼ 申込者情報を正しく記入していますか?
- ✓ 氏名のフリガナを記入していますか?
- olimits 希望する区分olimits1カ所のみにolimits5を入れていますか?(olimits7カ所以上は無効です。)
- ▼ 収(埋)蔵者情報を正しく記入していますか?
- ▼ 収(埋)蔵者の該当する遺骨形態に▼を入れていますか?
- ▼【優遇措置希望者のみ】該当する場合は「▼を入れていますか?
- ▼ 申込書の内容をコピー、または「控え」ページに書き写しましたか?

「応募結果通知書」、「申込受付番号通知書」の記入

- ☑ はがき通知面に申込者氏名、申込区分を正しく記入していますか?
- ▼ はがき宛名面に郵便番号、住所、氏名を正しく記入していますか?

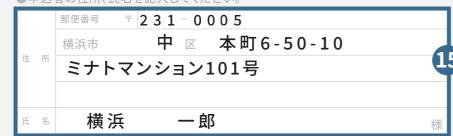
切手の貼付

- ▼ はがき宛名面に85円分の切手を2箇所貼りましたか?
- ▼ 封書宛名面に140円分の切手を1箇所貼りましたか?

同封書類の確認【優遇措置希望者のみ】

- ▼「遺骨保持」されている場合、「火埋葬許可証」のコピーを同封しましたか?
 (「久保山霊堂」以外の一時保管施設を使用されている場合は「使用許可証」のコピーを同封
- 平成29 年度 (2017 年度) 以降の落選の応募結果通知 (3回分) のコピーを 同封しましたか。

●申込者の住所、氏名を記入してください。

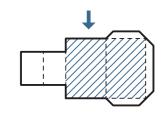


4を貼る

■ 封書面

お忘れなく!

13 140円切手を貼る。(1箇所)



-14 チェックリスト(※記入は任意です。)

・封をする前に、チェックリストを使って、書類に不備がないかご確認ください。

-115 郵便番号、住所、氏名

・2 で記入した申込者の郵便番号、住所、氏名を書き写してください。

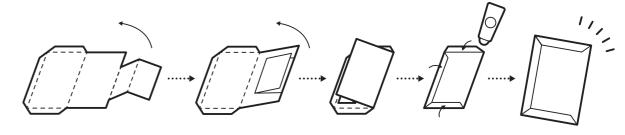
お忘れなく!

16 同封書類

- ・ 5 で優遇措置の「1. 遺骨保持」に ▼ を入れた方、または「久保山墓地、三ツ沢墓地、 日野公園墓地」に申込まれる方は、「火埋葬許可証」または「一時保管施設の使用許可 証 (久保山霊堂使用者を除く)」のコピーを同封してください。
- ・ 5 で優遇措置の「2. 複数回落選」に √を入れた方は、平成29 年度(2017 年度) 以降の落選の応募結果通知(3回分)のコピーを同封してください。

17 封書を組み立ててのりづけする。

・①、②、③の順に折り込んでゆき、同封書類を中に入れて、最後にのりづけで封をします。



申込書 受付期間

 $^{\circ h77}_{\scriptscriptstyle (20254)}$ 9月 $1_{\rm H}$ (月) \rightarrow 9月 $30_{\rm H}$ (火)

※9月30日(火)の消印有効です。

(注意)郵送で申込まれる場合、インターネットでの申込みはできません。 重複して申込みされた場合は、申込まれた分のすべてが無効となります。

3

墓地・納骨堂を選ぶ



3-4. インターネット申込み入力

今回の募集では、インターネット申込みを受け付けます。

■ インターネット申込方法

11 「横浜市電子申請・届出システム」にアクセス

•「横浜市電子申請」で検索するか、 右記の二次元コードを読み取ってください。 https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/ 141003/ea/residents/portal/home





2 利用者登録

はじめての方は「新規登録」から利用者登録をして、申請者IDと パスワードを取得してください。



・ホーム画面右上の

新規登録

を選択します。

3-4. インターネット申込み入力



・「利用者の新規登録」 画面から、

個人として登録する

を選択します。

・画面の指示に従って、 利用規約の確認、 利用者ID(メールアドレス) の登録を行います。





- ・入力内容を確認後、登録 が完了します。
- ・ホーム画面へ戻ります。

3

申込みをする

申込みについて

3-4. インターネット申込み入力

3 キーワード検索して申込フォームを選択



・ホーム画面上の

手続き一覧(個人向け)

を選択します。



キーワード検索で

横浜市営墓地

と入力し、検索します。

検索結果から、 申請できる手続き一覧 令和7年度横浜市営墓地 •納骨堂使用者募集 の申請フォームを選択します。 受付開始 令和7年度横浜市営墓地·納骨堂使用 者募集 健康福祉局

注意

優遇措置を受ける場合は、それぞれ必要な書類の画像データを添付してください。 添付されていない場合は優遇措置を受けることが出来ません。

詳しくは P9

1-3. 優遇措置について

申請内容を入力



- - ・入力し送信が終わると、申込番号が表示されますので必ずお控えください。 【この時点では、まだ申込みは完了しておりません。】
 - ・申込内容を確認したのち、内容に不備がなければ「申込完了メール」を送信します。 また、申込内容に不備があった場合もメールでお知らせします。
 - 「申込完了メール」とは別に、後日、受付番号を記載した「申込受付番号通知」を登録いただいたメールアド レスに送信します。【この時点で、申込み完了です。】
 - ・当選または落選の結果をお知らせする「応募結果通知」も、登録いただいたメールアドレスに送信します。

入力期間

^{令和7年} 9月1日(月) → 9月30日(火)

※9月30日(火)までの申込み入力完了分まで有効です。

インターネット 申込み利用に あたっての ご注意

- ・同じ内容で複数の申込みをした場合は無効となります。
- 「申込受付番号通知書」や「応募結果通知書」の印刷が必要な際の費用 については、自己負担となります。
- ・申込み締切り直前は、回線が混雑する可能性があります。一時的に利用でき なくなる場合がありますので、余裕をもって申込みください。
- ・使用される通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについて、本 市は一切責任を負いません。
- ・インターネットで申込まれる場合、郵送での申込みはできません。重複して 申込みされた場合は、申込まれた分のすべてが無効となります。
- ・申込みから2週間程度経っても「申込受付番号通知書」メールが届かな いときは、サーバー上のメールボックスが一杯になっていないか、また迷 惑メールフォルダに保存されてしまっていないかをご確認ください。
- お申込み後にメールアドレスを変更した場合は必ずご連絡ください。



3-5. 申込書の控え

記入済みの申込書をコピーするか、こちらに書き写して大切に保管してください。

令和7年度 横浜市営墓地·納骨堂使用申込書

●申込者情報				記入日	令和7年	月	日			
申込者	フリガナ				_					
	氏 名	氏		名				-1		
	住 所	郵便番号	〒 -						16	, \
		横浜市		区						
							\ '			
	連絡先	固定電話	25 0 4 5 -	-						
	连 稍元	携帯電話	<u>a</u> -	-						

●申込区分 _希望する区分1カ所のみに ✓を入れてください。

※久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地には「遺骨保持」されている方のみ申込みできます。 詳しくは「申込みのしおり」(P7申込み条件)をご参照ください。

			※遺骨保持者のみ			
E	1野こもれび納骨	堂	久保山墓地	三ツ沢墓地	日野公園墓地	
自動搬送式	合葬式		一般墳墓地	一般墳墓地	一般墳墓地	
	1 体分	2 体分				
分了□	☑ 分 □	☑ 分 □		☑ 分 □	☑ 分 □	

●収(埋)蔵者情報

- ※ **⑦ ② □ ⑦ ②** は1名、 **②** は2名の情報を記入してください。 ただし、区分 **⑦** に「生前」または「改葬」で申込む場合は、記入不要です。
- ※「遺骨保持」されている場合は、申込時に提出していただく「火埋葬許可証」等(コピー)に記載されている方の 氏名を記入してください。
- ※合葬式 🕣 🧿 は、収(埋)蔵者情報に記載された方以外の収(埋)蔵はできません。
- ※収(埋)蔵者が妊娠12週以上の死胎児の場合は、氏名欄に「死胎児」と記入してください。

WIN CENTRAL POSTER STATE									
収(埋)蔵	フリガナ				申込者から見た続柄				
者	氏 名	氏	名						
1 人目	***		エタ) □ # 並						
	遺骨形態	遺骨保持(火埋葬許可証等の)	氏名) 💹 生前	改葬					
収(埋)蔵	フリガナ				申込者から見た続柄				
者	氏 名	氏	名						
2 人目									
	遺骨形態	│ │ │ 遺骨保持(火埋葬許可証等のE	氏名) 上前	改葬					
【行政記入欄】以下の欄は記入しないでください。									
受付年月日			受付番号						





どの申込み区分を選べば良いか迷われた方や、 不明点のある方は、電話などでお問い合わせいただく前に、 こちらの内容を確認してみてください。

迷ったら

申込みについて

墓地・納骨堂を選ぶ

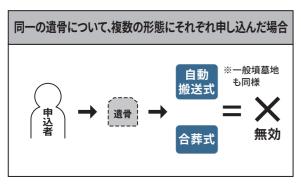
申込みをする

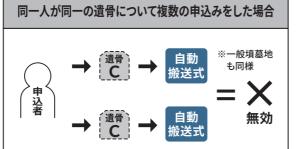


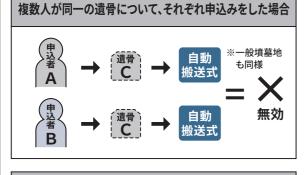
4-1. 申込みの不適合例

申込条件に間違えやすい不適合例を紹介します。

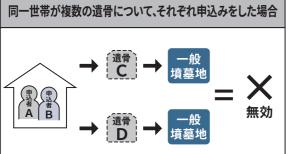
- ■日野こもれび納骨堂 自動搬送式納骨施設(区分分)
- の場合

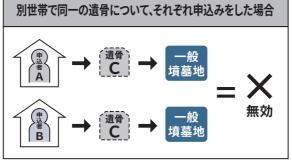








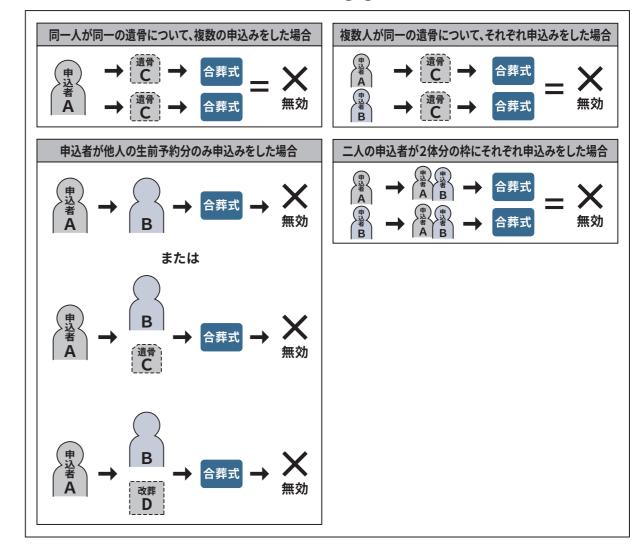




- ・日野こもれび納骨堂 自動搬送式納骨施設は、「1使用者につき1申込み」です。
- ・久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地の一般墳墓地は、「1世帯につき1申込み」です。

※「遺骨保持者」のみ申込み可

■日野こもれび納骨堂 合葬式納骨施設(区分 4分)



- ・生前での申込みの場合は、必ず申込者本人を含む必要があります。
- ・生前、遺骨を問わず同一の者を複数の申込みにおいて重複して収蔵予定者とすることは できません。

迷ったら

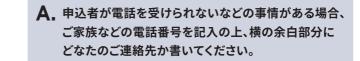
Q』自動搬送式納骨施設の使用期間満了後に 更新しない場合はどうなりますか?

A 遺骨を引取りのうえ、返還していただきます。 ただし、事前の申し出により、合同埋蔵することが出来ます。(条件あり)



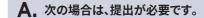


Q 申込書に記入する電話番号は、別居の家族のものでもいいですか?





Q _ 火埋葬許可証のコピーは申込時に提出する必要がありますか?



- ・「日野こもれび納骨堂」に申込みで、遺骨保持優遇を受ける方。
- ・「久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地」に申込みする方。 原本は、納骨手続きの際に必要ですので、それまで大切に保管 してください。



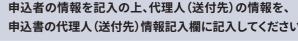
Q 申込者が高齢(認知症などの理由)のため、 家族が代理で申し込むことはできますか?



申込書の代理人(送付先)情報記入欄に記入してください。



- - **A**. 可能です。





Q 当選後、いつから使用料が発生しますか?

過去にお問い合わせいただいた質問の一部をまとめました。

4-2. よくあるご質問

▲ 使用許可を受ける時(令和8年4月を予定)に料金が 発生します。遺骨を納めていない場合も同様です。 令和8年1月(予定)に納めていただきます。





Q 区分をまたいで申込むことはできますか?

- A. 1つの区分しか申込みできません。
 - •自動搬送式納骨施設
 - 1使用者につき1申込み
 - •一般墳墓地
 - 1世帯につき1申込み

 - •合葬式納骨施設 収蔵予定者が3名以上の場合、1使用者が複数に 分けて申込み可



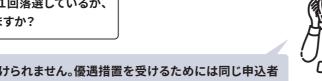
Q. 落選通知を失くしてしまった場合、 優遇措置を受けられますか?

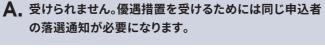


▲ 落選データを当課で作成しており、落選した事実が確認 できる可能性があるので、お問い合わせください。



ℚ 過去に夫が2回、妻が1回落選しているが、 優遇措置を受けられますか?







Q. 過去に失格や辞退したことがある場合、 申込みはできますか?



▲ 申込みは可能ですが、落選回数には数えません。